

# さわやか農園利用者心得

この農園を利用するにあたり、みなさん方が快くご利用いただけるように次の事柄をお守り下さい。

- 1 農園で栽培できる作物は、「野菜」及び「草花」に限ります。
- 2 農園内に施設または工作物を設置することはできません。
- 3 農園を他の者に譲渡したり、貸したり、営業のために使用することはできません。
- 4 農園は、常に他の利用者の迷惑とならないよう適正管理、適正利用して下さい。
- 5 雑草及び残さは、自分の区画内に埋設等により処分して下さい。
- 6 病害虫が発生した場合は、隣接の農園に広がらないよう速やかに防除して下さい。
- 7 低農薬栽培、有機肥料栽培を心掛けて下さい。
- 8 耕作に要する種苗、肥料及び農具等について利用者負担でお願いします。また、肥料・農薬・農具等は、ぜひJAはだの各支所及び本所JAグリーンをご利用下さい。
- 9 利用期間満了または解約等の場合は、利用者は一切の作物を取り払い農園を現状に復して下さい。
- 10 利用期間は、原則1年間とします。但し、状況に応じては更新もできます。
- 11 利用者が農園の施設をき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 12 利用者には、農園利用に伴う地上権、耕作権の権利は有しません。
- 13 天災、盗難及び病害虫等による耕作物その他の損害については、補償しません。
- 14 利用者は、利用期間内に収穫できるよう計画的に栽培して下さい。
- 15 路上駐車は絶対しないで下さい。
- 16 その他農園利用に際しては、組合の指示に従って下さい。

